

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が、富山都市計画富山復興土地区画整理事業(以下「本件事業」という。)に係る換地処分通知書が****宛に送付されたことを証明する証拠書類について、不存在を理由に非開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成16年9月13日、異議申立人は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「本条例」という。)第5条の規定に基づき、実施機関に対し、本件事業に係る換地処分通知書が異議申立人の父宛に送付されたことを証明する証拠書類(以下「本件公文書」という。)の開示を請求した。

2 開示決定等

- (1)平成16年9月21日、実施機関は、上記の請求に対し、不存在であることを理由に非開示決定処分を行い、異議申立人に通知した。
- (2)平成16年10月15日、異議申立人は、本件非開示決定処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。
- (3)平成16年10月25日、実施機関は、本件非開示決定処分に係る異議申立てについて、本条例第19条の規定に基づき、富山県情報公開審査会(以下「本審査会」という。)に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「上記非開示決定処分の取消しを求める。」というものである。

2 異議申立ての理由及び異議申立人の主張

「異議申立書」、「非開示理由説明書に対する意見書」及び異議申立人が本審査会で行った意見陳述において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、本件公文書についてただ「存在しない」という理由で非開示決定を行っているが、

存在しない理由を具体的に証拠書類等によって説明されない限りは納得することができない。

本件事業に係る換地処分通知書については、他の関係権利者には送付していたにも関わらず、当時の県職員が関係権利者である自分の父宛には故意に送付しなかったものである。実施機関は、換地処分通知書を受けるべき者が所在不明や受け取りを拒否している場合になされる公示送達の手続きをした者の中に父の名前が無いことや、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告が行われていることから、換地処分通知が行われたものと推察されるところとしているが、調査に基づいて説明するのが実施機関の義務である。

第4 実施機関の主張

「非開示理由説明書」及び実施機関が本審査会で行った意見陳述において実施機関が主張している非開示の理由は、概ね次のとおりである。

異議申立人からの公文書開示請求を受けて実施機関では、都市計画課の職員が富山県公文書館に保存されている本件事業に関する公文書を探したが、本件公文書の所在は確認できなかった。

本件事業における換地処分について、換地処分通知書の公示送達に係る文書が保存されていたが、公示送達により書類の送達を受けるべき者の中に権利者である異議申立人の父の氏名が記載されていないことや、昭和40年3月31日に換地処分があった旨の富山県知事の公告が行われていることから、それに先だって異議申立人の父に対して換地処分通知書が交付されたものと推測される。したがって、本件公文書についても当時県が取得し、保有していたものと推測される。現在保有していないのは、今から39年前の文書であり、詳細は分からないが、本件公文書の保存期間を永年以外としたために保存期間の経過により廃棄したか、又は紛失したかのいずれかと考えられる。

このため、実施機関では、本件公文書を保有していないものと判断して、本条例第11条第2項の規定により非開示の決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、富山都市計画富山復興土地区画整理事業に伴い、実施機関が土地区画整理法第103条第1項の規定に基づき換地計画に定められた関係事項の通知書、いわゆる換地処分通知書が、異議申立人の父宛に送付されたことを証明する書類である。本件公文書の不存在が争われているので、まず実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるか、次に、作成し、又は取得したと認められるなら、現在でも実施機関が保有していると認められるか、検討する。

2 本件公文書の不存在について

(1) まず、実施機関の職員が本件公文書を作成し、又は取得したと認められるか検討する。

土地区画整理法第103条第4項に基づく本件事業に係る換地処分があった旨の公告は、昭和40年3月31日付け富山県告示第180号で行われていることが富山県報により確認できた。同条第1項の規定に基づく換地処分の通知は上記公告に先立って行うものとされていることから、関係権利者に対して換地処分通知書が送付されたものと考えられる。このことは、実施機関から提出された昭和40年2月26日付けの起案文書「換地計画決定について伺」により、関係権利者等に対し、換地処分の通知を行うことが決裁されていることから推測できる。

なお、提出された上記起案文書からは、換地処分通知書の送付先となる個々の関係権利者の氏名を確認することはできないが、住所等が確知できない者に対する換地処分通知書の公示送達を告示した昭和40年3月8日付け及び同月9日付けの富山市告示の名宛人として関係権利者であった異議申立人の父の氏名は記載されていない。したがって、異議申立人の父に対しては、換地処分通知書が送付されたものと認めるのが相当である。なお、上記起案文書によれば、換地処分通知書を関係権利者宛に書留で送付したものと推測できる記載がある。

よって、本審査会としては、実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これを否定する客観的証拠も発見できなかったことから、実施機関の職員が、当時、本件公文書である換地処分通知書が送付されたことを証明する証拠書類として書留の受領証を取得し、実施機関において保有していたものとする。

(2) 次に、実施機関が現在も本件公文書を保有していると認められるか検討する。

実施機関の説明では、本件公文書作成当時の文書管理の基準において本件公文書を永年保存として分類していたかどうかは不明であり、現在本件公文書を保有していないのは永年保存と分類していたが管理が不十分であったため紛失したか、あるいは、保存期間を永年以外の期間に分類していたため、保存期間の経過により廃棄したかのいずれかと考えられるとのことであった。

また、実施機関が異議申立人からの公文書開示請求を受けて、本件公文書の所在確認を行ったが発見できなかったとのことであった。本審査会においても事務局職員に命じ、実施機関の職員の立会のもと、実施機関が行った探索の方法、範囲等について確認させたが、本件公文書の存在は確認できなかった。

よって、本審査会としては、現時点において実施機関が本件公文書を保有していると認めることはできない。

(3) なお、本件公文書については、現在の実施機関の文書管理の基準からすれば永年保存すべきものであると考えられる。本条例に定める公文書開示請求制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠であり、実施機関におかれては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書に関する定めを遵守し、公文書の適正な管理に努められるよう要望する。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の開催経過の概要

年月日	内容
平成16年10月25日	諮問書を受理
平成16年10月27日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成16年11月1日	非開示理由説明書を受理
平成16年11月2日	異議申立人に非開示理由説明書を送付し、これに対する意見書の提出を依頼
平成16年11月29日	異議申立人の意見書を受理
平成16年11月30日 (第22回審査会)	諮問事案の概要説明 実施機関職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 審議
平成16年12月24日 (第23回審査会)	審議
平成17年1月28日 (第24回審査会)	審議
平成17年2月9日	答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
河 田 稔	北日本新聞社常務取締役	
民 谷 千鶴子	富山県婦人会副会長	
濱 谷 元一郎	富山県商工会議所連合会常任理事	
吉 原 節 夫	高岡法科大学学長	会 長
米 田 育 代	富山県地方労働委員会委員	